

球磨村チャイルドシート購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート着用の義務化により、幼児の交通事故防止並びに交通安全確保に資するため、チャイルドシートの[購入に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲以内で交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「チャイルドシート」とは、幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たせるため、座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第3章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育に応じた形状を有するものをいう。

(補助金対象者等)

第3条 この要綱に定める補助金の交付対象者は、球磨村の住民基本台帳に記載されている年齢6歳未満である幼児の属する世帯の世帯主とする。

- 2 幼児1人につき、次条に規定する額の補助金を、幼児の発育に応じ、2回の範囲以内で申請により受けることができるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、該当チャイルドシートの購入経費の2分の1以内とし、1件あたり20000円を限度とする。

- 2 前項により算出した額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に売り上げ証明書を添付し、申請書を孫著に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の補助金交付申請書を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付に関し、交付簿にて台帳を整備した後、補助金の申請をした者（以下「申請者」という。）に補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金対象者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書（第3号様式）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、偽りその他の不正行為によって補助金の交付を受けたものがあるときは、この者から該当補助した金額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に村長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

チャイルドシート補助金交付申請書

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨郡球磨村大字

氏 名 _____ 印

該当幼児氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日

(申請時年齢 歳)

続 柄 (申請者の)

チャイルドシートを購入したいので交付要項第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

申 請 額 金 円

補助金申請額説明

購入経費	購入額の 2分の1の金額	補助金申請額 (千円止め)
円	円	円

添付書類

- 1 売り上げ証明書又は領収書

第2号様式

平成 年 月 日

(申請者)

住 所 球磨郡球磨村大字 番地

氏 名 _____ 様

球磨村長 柳 詰 正 治

チャイルドシート補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり決定したので通知します。

1・該当者 幼 児 氏 名 (_____)
生 年 月 日 平成 年 月 日 (歳)

(補助回数： 初回 ・ 2回目)

2・補 助 金 額 金 _____ 円

説明

購 入 経 費	購入経費の 2分の1の金額	補 助 金 額 限度額：2万円 (千円止め)
円	円	円